

京都市訓令甲第47号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

第5条第1項中「京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を「京都まなびの街生き方探究館事務局長」に改め、同条第2項中「小中一貫教育推進室長」を「下京渉成小学校教育企画推進室長，開晴小中学校教育企画推進室長」に改め、同条中第19項を第20項とし、第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同条第14項本文中「小中一貫教育推進室」を「下京渉成小学校教育企画推進室，開晴小中学校教育企画推進室」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項本文中「，京都こどもモノづくり事業企画推進室長」を削り、同項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「主管事務につき，課長」を「市民科学事業課長」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 京都まなびの街生き方探究館にあっては、事務局長に事故があるときは、企画推進室長がその専決事項を代決することができる。

別表教育長の項第6号中「10,000,000円」を「50,000,000円」に改め、同項第9号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）」に改め、同項第10号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表総務部長の項第7号及び第8号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表教育相談総合センター所長の項中「教育相談総合センター所長」を「京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長」に改める。

別表課長，教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「，小中一貫教育推進室長」を削る。

別表総務課長の項第15号及び第17号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項に次の1号を加える。

(3) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関すること。

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）